

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	困難に寄り添う支援の構築 －国民生活・経済に関する調査会 3年目の活動－
著者 / 所属	吉田 一貴 / 第二特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	447号
刊行日	2022-7-8
頁	18-27
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220708.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 困難に寄り添う支援の構築

### — 国民生活・経済に関する調査会 3年目の活動 —

吉田 一貴

(第二特別調査室)

1. はじめに
2. 参考人からの意見聴取及び質疑
3. 委員間の意見交換
4. 提言
5. おわりに

#### 1. はじめに

国民生活・経済に関する調査会（以下「調査会」という。）は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第200回国会（令和元年10月4日）に設置され、3年間を通じた調査テーマを「誰もが安心できる社会の実現」として調査を行ってきた。

1年目は、調査テーマのうち、「困難を抱える人々の現状」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる諸問題」及び「外国人をめぐる諸問題」について、6名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

2年目は、調査テーマのうち、「困難を抱える人々への対応」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる課題」、「外国人をめぐる課題」、「新型コロナウイルス感染症による国民生活・経済への影響」、「社会的孤立をめぐる課題」及び「生活基盤の安定に向けた課題」について、14名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、中間報告書を取りまとめ、議長に提出した。

最終年となる3年目は、調査テーマのうち、「困難に寄り添う支援の構築」について調査を行うこととし、第208回国会においては、「子どもへの支援」、「社会につなぐ支援」及び「支援に向けた体制の充実」について、9名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、委員間の意見交換を経て、令和4年6月3日、四本の柱から成る提言を含む調査報告書を全

会一致で議決し、調査会長から議長に提出した<sup>1</sup>。また、同月8日には、本会議において調査会長が報告を行った。

本稿では、調査会における3年目の調査の概要及び提言の内容について紹介する。

## 2. 参考人からの意見聴取及び質疑

### (1) 子どもへの支援（令和4年2月2日）

2月2日の調査会では、「子どもへの支援」について、早稲田大学人間科学学術院教授・社会的養育研究所所長上鹿渡和宏参考人、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット代表理事青砥恭参考人及び早稲田大学准教授松岡亮二参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

上鹿渡参考人からは、社会的養護について、当事者である子どもの側に立ったシステムづくりが重要であること、虐待への対応においては、早期発見・介入だけではなく、その前後の対応も不可欠であり、社会的養護の在り方として、親と分離せざるを得ない子どもを「一緒に生きてくれる人が見付かる場所」<sup>2</sup>でケアをすることや虐待に至る前に厳しい状況に置かれた親を助ける予防的対応が求められていること等の意見が述べられた。

青砥参考人からは、居場所支援について、若者には学校以外に支える制度がないことから、不登校など様々な事情により帰属できるコミュニティや行き場のない子ども・若者のための居場所づくりが必要であること、子どもの居場所支援を持続的な活動とするためには、地域が支援の担い手となり地方自治体と連携する必要があること、子どもの貧困対策として各地で行われている学習支援には、家族の生活支援や親の養育支援を含めた包括的な活動が求められている一方で、全国的に事業を展開する企業が参入したことで支援事業の市場化が進み、それが地域との協働の取組に影響を及ぼしていること等の意見が述べられた。

松岡参考人からは、教育格差について、子ども本人が選ぶことのできない「生まれ」<sup>3</sup>の影響が大きいこと、「生まれ」によって子どもの可能性を制限しない社会をつくるためには、データによる全国の実態の把握、効果のある教育政策と教育実践の模索、全教育関係者が教職課程や研修等を通じて教育格差について体系的に学ぶことを柱とする教育改革が必要であること等の意見が述べられた。

委員からは、里親を増やすための支援の在り方、IT機器の活用により教育格差を縮めるための方策、こども家庭庁創設に対する期待、子どもの貧困対策に関連する事業の市場

---

<sup>1</sup> 本調査会の調査報告書は参議院ホームページに掲載されている。3年目の最終報告書全文については<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai12ki/kokumin2022.pdf>>を参照。また、1年目及び2年目の中間報告書全文については以下を参照。

1年目<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai12ki/kokumin2020.pdf>>

2年目<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai12ki/kokumin2021.pdf>>

本稿に掲載されているウェブ情報の最終アクセスは令和4年6月13日。

<sup>2</sup> 参考人が、社会的養護施設での当事者から、施設は一緒に生きてくれる人を失った子どもにとって、一緒に生きてくれる人が見付かる場所であってほしいと言われた経験より（第208回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第1号2頁（令4.2.2））。

<sup>3</sup> 「生まれ」とはSES（保護者の学歴、収入、職業等を統合した概念である社会経済的地位）や出身地域、性別など本人が変えることのできない初期条件を指す。

化がもたらす弊害、子どもの虐待への予防的対応を行う市町村と社会的養護に携わる都道府県や施設、里親との連携の強化策、コロナ禍が子どもの現在及び将来に及ぼす影響、他の先進国と比較した日本の義務教育の在り方等について質疑が行われた。

## (2) 社会につなぐ支援（令和4年2月9日）

2月9日の調査会では、「社会につなぐ支援」について、東洋大学社会学部教授加山弾参考人、野洲市市民部次長生水裕美参考人及び認定NPO法人フローレンス代表理事駒崎弘樹参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

加山参考人からは、既存の制度やサービスの対象外であったり、個人や世帯が複合的な問題を抱えていたりするなど支援困難な事例への対応が求められていること、ニーズに寄り添うアウトリーチやつながり続けることを目的とする伴走型支援などにより、困りごとを抱えている人を支援することが重要であること、複合的な問題を抱える人への支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの人員配置の拡大や専門性の向上が課題であること等の意見が述べられた。

生水参考人からは、生活困窮者を支援につなぐための野洲市の取組が紹介され、市役所が滞納など様々な情報や接点を契機として市民を支援につなぐアウトリーチ機能と必要な支援をつなぎ合わせるコンシェルジュ機能を発揮していること、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議を設置し、同法に定める守秘義務の下で支援対象者の個人情報と共有しながら支援を行っているが、より厳しい守秘義務が定められている課税情報の共有が困難となっていること等の意見が述べられた。

駒崎参考人からは、「こども宅食」<sup>4</sup>を始めとした民間団体における支援につなぐための取組が紹介され、支援を受けることをためらう人や複合的な困難を抱える人にとって申請主義が障壁となっており、その支援には、困っている人を積極的に見つけて支援を届けるアウトリーチと関係構築が不可欠であること、アウトリーチ型の支援と地域における支援者の人手不足の解消を共に実現するため、オンラインで寄り添いながら情報提供や相談支援を行う「デジタルソーシャルワーク」の制度化が求められること、共働きだけではなく全ての家庭が保育園を利用できるようにすることは、児童虐待対策や子育て層の孤独・孤立対策の有効な解決策になること等の意見が述べられた。

委員からは、困難を抱える人を支援につなぐ人材の育成や指導者の確保、行政とNPO等が連携する上での課題、アウトリーチ型の支援によるひきこもりの解消事例、支援困難事例への対応として住まいの支援を行うことの重要性、野洲市において生活困窮者を見付けるアプローチと子育て家庭等を支援する取組、コロナ禍に伴う相談内容の変化、自助、共助、公助の在り方等について質疑が行われた。

---

<sup>4</sup> 東京都文京区によれば、「こども宅食」とは経済状況が食生活に影響するリスクがある家庭の子どもに対して、企業等から提供された食品等を配送する取組のこと。また、配送をきっかけに、子どもとその家庭に必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防ぐことも目的としている（文京区HP<<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/takushoku.html>>）。なお、認定NPO法人フローレンスが最初に官民連携して「こども宅食」に取り組んだ自治体が文京区である。

### (3) 支援に向けた体制の充実（令和4年2月16日）

2月16日の調査会では、「支援に向けた体制の充実」について、認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事今村久美参考人、日本福祉大学社会福祉学部教授原田正樹参考人及び市川市生活サポートセンターそら主任相談支援員・中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長朝比奈ミカ参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

今村参考人からは、不登校の子どもの支援について、国が学びのオンライン支援サービスを提供すべきであること、オンラインを活用して専門職が24時間以内に相談に対応できる体制を構築すること、子どもの学習権を保障するために学校教育法を改正すること等の意見が述べられた。

原田参考人からは、自立相談支援機関に寄せられる課題は複雑化、複合化していることや申請主義に基づく支援では対応できないニーズが増加していることから、アウトリーチによる社会的孤立への支援を重視している生活困窮者自立支援制度の活用が重要であること、包括的支援体制<sup>5</sup>の整備やそれを具体的に推進する重層的支援体制整備事業<sup>6</sup>は、全ての住民を対象とした新たなセーフティネットを構築するものであるが、取組には自治体間の格差があるため、自治体への取組支援や働きかけが必要であること、伴走型支援は時間と労力が必要であり支援者を支えるための雇用条件の整備や資格制度の見直しが必要であること等の意見が述べられた。

朝比奈参考人からは、身寄りのない人に対する支援の経過などの情報を蓄積して、緊急時にあらかじめ定められた支援体制に基づいて支援ができる公的な保障の仕組みをつくる必要があること、多様な相談者に対応するための支援体制の整備が求められること、相談支援の事業委託に際して人材の確保と育成の在り方を検討する必要があること等の意見が述べられた。

委員からは、都市部における高齢者の孤立対策、重層的支援体制整備事業を進める地方自治体に対する支援の在り方、ひとり親世帯や不登校の子どものインターネット環境の現状と支援策、不登校の子どもの抱える親のための支援窓口を一元化する必要性、就職氷河期世代の実態把握と孤独・孤立対策の必要性、相談支援員の就労環境を整備するための国の取組、コロナ禍の長期化を踏まえた社会的孤立への対策の必要性、いじめや親の離婚と不登校の関連性等について質疑が行われた。

### 3. 委員間の意見交換（令和4年4月13日）

4月13日の調査会では、委員間の意見交換を行った。

委員からは、子どもを産み育てやすい環境の整備及び里親制度等の周知と活用、困難を

<sup>5</sup> 参考人は、包括的支援体制について2017年改正における社会福祉法第106条の3によって法定化された仕組みであり、「これまで高齢者を対象としてきた地域包括ケアシステムを普遍化することで、0歳から100歳、全ての住民を対象にして、自治体ごとに新しいセーフティネットを構築していくというものです。」と述べている（第208回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第3号5頁（令4.2.16））。

<sup>6</sup> 参考人は、同事業について「包括的支援体制を具体的に推進するために、相談支援、参加支援、地域づくりという個別支援から地域支援までを一体的に実施するという事業です。属性、世代を問わない相談・地域づくりなど実施体制に向けて、財政的にも一体的行使が、執行ができるという画期的な事業」と述べている（第208回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第3号5～6頁（令4.2.16））。

抱えている子どもや外国人などの当事者の声なき声を政治に反映させる仕組みの必要性、アウトリーチ型の支援体制の更なる強化、行政が困難を抱えた人の相談先や支援制度を案内する役割を果たすことの重要性、教育を始めとする子ども関連予算の増額、コロナ禍における支援の現場での取組を公的に支える必要性、経済活動の自由と経済成長の重視、子どもが希望を失うことなく挑戦できる社会の実現等について意見が述べられた。

#### 4. 提言

調査会では、3年間の調査を踏まえ、四本の柱から成る提言を取りまとめた。その内容は次のとおりである。

##### (1) 子どもや若者への支援の充実

###### ア 子どもや子育て世帯への支援の在り方

子どもや子育て世帯に対する支援については、貧困のリスクが高いとされるひとり親世帯等に対象を絞った施策と同時に、見えにくい貧困に対処するために全ての子どもや子育て世帯を対象にした普遍的な施策を組み合わせる必要がある。また、子どもの貧困の原因には所得再分配機能の弱さもあることから、児童手当や児童扶養手当を拡充することなどにより再分配機能を高めるべきである。

###### イ 教育格差の是正

子ども本人が選ぶことのできない社会経済的地位、出身地域や性別による教育格差が指摘されている。教育格差がもたらす貧困の連鎖を防止するため、どのような子どもも排除せず十分な教育を受けられる環境を整備しなければならない。そのためには、学校以外における学習支援の取組も活用して多様な学びの機会を確保することが重要である。また、公立の小中学校の間でも格差が存在している状況も踏まえ、データに基づき全国の実態を積極的に把握し、格差を是正する効果の認められる教育政策と教育実践を模索して着実な成果を積み重ねることが必要である。さらに、学習意欲の格差については経済的な支援のみでは是正することが難しいため、生活全般の改善や非認知能力の向上、ソーシャルスキルの獲得に向けた支援も求められる。

###### ウ 特別支援教育の充実

特別支援教育においては、多様な学びの場の中から本人や保護者が就学先を主体的に選択できることが重要であり、早期からの就学相談と十分な合意形成を経て決定し、就学後においても子どもの状態を勘案して柔軟に転学できるようにすべきである。

また、特別支援教育に係る施設の充実と人材の確保は、合理的配慮の提供を推進し、十分な教育を受けられる環境を整備するために不可欠である。

###### エ 社会的養護の在り方

社会的養護下にある子どもの抱える問題には日本の子どもの問題が集約されているとの指摘がある。全ての子どもと家族を助けるためにも、新たな社会的養育システムを構築する取組を更に進めていく必要がある。

虐待等を防止するためには親への支援が不可欠であり、背景にある問題を含めて解決する必要がある。また、社会的養護については、当事者である子どもの視点で現状を把

握し、最善の利益を保障する観点から、家庭養育優先原則に基づいて里親や特別養子縁組等による家庭養護を推進することが重要である。そのため、ショートステイ里親の仕組みを積極的に活用するとともに、フォスタリング機関<sup>7</sup>の体制を強化するなど里親等に対する支援を充実させていく必要がある。

#### オ 居場所の確保

子どもや若者は、学校などへ帰属する中で多様性を認識し、他者との関係を構築していくものであり、不登校、ひきこもり等で帰属できる場を持っていない子どもや若者のために居場所を確保する必要がある。居場所づくりに当たっては、NPOやボランティアの個別の活動のみに依存するのではなく、行政、学校、地域との協働を進めつつ、担い手を育成するなどの体制整備が必要である。

#### カ 自殺対策の推進

自殺を予防するためには、自殺念慮者が相談につながるよう、SNS等の積極的な活用や、相談に適切に対処できる人材の育成など、相談体制を早急に充実させることが求められる。

また、自殺の実態を徹底的に解明して知見を蓄積し、自殺に至る背景を踏まえて施策を講ずる必要がある。特に子どもや若者に関しては、ICTやAIを活用した自殺リスクを察知するための仕組みづくりとともに、学校等に対して助言を行う専門家チームを設置することが求められる。

#### キ ヤングケアラーへの支援

制度のはざまにあるヤングケアラーを学校や医療機関などが早期に発見し、子どもによるケアを制限して支援先につなげていく仕組みを構築することが不可欠である。また、ヤングケアラーに至る背景には、家族のケアは家族で担うとする社会の考え方や、大人がケアと就労を両立させることの難しさがあるほか、現行の枠組みでは病気や障害等に対する支援が不十分で負担を強いられることもあり、これらの課題の解決も必要である。

さらに、ヤングケアラーの問題に一元的に対応する独立した行政の部局の設置についても積極的に検討することが求められる。

#### ク 性被害への対応策

若年層が性被害を多く受けていることを踏まえ、性的同意に関する知識を普及させる必要がある。これは、性被害の予防だけでなく加害者になることの防止にもつながる。また、被害を受けた若者に寄り添う相談体制や支援の充実とともに、それらの周知を図る必要がある。さらに、科学と人権に基づく包括的性教育を実現するため、学習指導要領への反映についても検討が求められる。

#### ケ 養育費の確保

シングルマザーは就業率が高水準であるにもかかわらず稼働所得が少なく、養育費の受給割合も低い。そのため、母子世帯の貧困率は高くなっており、養育費を円滑に確保するための施策が必要である。

---

<sup>7</sup> 厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」(平29.8.2)によると、里親のリクルートや登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の包括的な業務を行う機関を指す。

養育費についての合意形成を促すため、離婚届を受理する窓口において相談支援や情報提供を行うことが求められる。また、合意内容について公正証書を作成することを促しつつ、将来的には、養育費が不払の場合に国から給付を行うとともに支払義務者から強制徴収する制度を検討すべきである。なお、DV被害等の深刻な背景にも配慮することが不可欠である。

### コ 子どもを支える体制の整備等

政府はこども家庭庁を創設し、年齢による切れ目や府省庁の縦割りを排し、子どもや子育て当事者の視点に立った「こども政策」を総合的かつ包括的に推進するとしている。こども家庭庁は、子どもの権利を最上位に掲げて施策を実施するとともに、効果を検証して実績を積み重ねることが重要である。また、家庭全体の課題を総合的に勘案しつつ、ライフステージを通じて最善となる支援を実施することが望まれる。

併せて、諸外国と比較して低い水準であると指摘される子ども関係予算の拡充についても積極的に検討することが求められる。

## (2) 外国人をめぐる課題への対応

### ア 多文化共生に向けた環境整備

日本に暮らす外国人は日本人と共に日本を支えていく存在であり、社会の担い手として受け入れることが不可欠である。そのため、多文化共生のための法律の制定と体制の整備について検討することが求められる。

また、外国人住民の暮らしに必要な情報を的確に届けるため、国が全国に共通する事項を多言語化し、地方自治体が地域の実情に応じて情報を追加して提供することに加え、「やさしい日本語」<sup>8</sup>の積極的な活用が必要である。

外国人への日本語教育については、地域のボランティア活動に依存している状況にあることを踏まえ、行政、学校、事業者において日本語の習得機会を充実させることが求められる。

### イ 教育機会の保障

日本で育つ外国人の子どもは、将来日本社会に定着していく可能性が高いにもかかわらず不就学となっている場合が多い。そのため、まずは就学状況について実態を把握して就学につなげることが必要である。その上で、教育機会を確実に保障するため就学を義務化することが求められる。

教育機会を確保するための取組には自治体間で格差が生じていることから、国は高校入試の改善や夜間中学の設置など、就学の促進に向けた自治体の体制整備を支援する必要がある。

### ウ 社会保障の在り方

在留外国人に対する社会保障制度を検討するに当たっては、国籍や居住地域、年齢層別人口等によって抱える課題が異なっていることを踏まえ、実態の把握と生活リスクに

<sup>8</sup> 出入国在留管理庁及び文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」(2020.8)によると、やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語を指す。

応じた支援を進めることが必要である。

また、言葉の壁などにより制度にたどり着けない人を制度につなぐための支援体制の整備などが求められる。

## **エ 外国人労働者の受入れ**

外国人労働者の人権を保障する制度を確立し、労働と生活を両立させた上で、労働者が不足している分野における非熟練の外国人労働者の受入れの在り方について議論ができるようにすべきである。

外国人労働者の受入制度については、特定技能の在留資格の活用を進めつつ、一層適正化することが求められる。特に、日本と送出国の二国間協定に基づき、送出しから受入れまでを政府間で行うための機関を創設するなどして悪質なブローカーを排除するとともに、特定技能2号へ移行できる分野が更にあるか検討すべきである。

## **(3) 生活基盤の安定**

### **ア 普遍的な支援の提供**

支援を受けることにためらいのある人も含め、全ての人の生活基盤を安定させるためには、申請に基づいて支援を行うのではなく、プッシュ型で支援を届ける普遍的な仕組みが求められる。そのため、ベーシックインカムを考え方などを含めて方策を検討することが望まれる。

他方、災害や感染症等に伴う危機が発生した場合には、特別な給付等を機動的に活用することも必要である。

### **イ 多様な働き方ができる環境の整備**

キャリア形成のための転職や出産等による離職を経た再就職を希望する人のほか、フリーランスなどの企業に属しない働き方が増加しているものの、多様な働き方に合わせた環境の整備は遅れている。このため、職業訓練制度やリカレント教育課程を活用して安定した就労につなぐ仕組みを拡充するとともに、短時間正社員制度の導入など企業における正社員の働き方について処遇の悪化につながらないように留意しつつ見直すことが求められる。

また、全ての働く人が同等に負担し、利益を享受するセーフティネットの構築を検討すべきである。

### **ウ 高齢者の社会参加**

感染症予防のための外出自粛などが高齢者の認知機能や体力の低下に大きく影響している。就労やボランティア活動などの社会参加はフレイル・認知症対策として重要な意義を持ち、健康寿命の延伸を通じて医療や介護の負荷を軽減する効果も期待できる。また、高齢者のニーズに応じた多種多様な社会参加の場を整備することは、高齢者自身の生きがいや生活機能の維持だけでなく地域づくりにも寄与する。そのため、多世代が交流できる場を数多く設けることが活動の継続性を確保する観点からも必要であり、これが地域共生社会の実現にもつながる。

## エ ひきこもりの人への支援

社会構造の変化により社会的孤立の問題が深刻化・顕在化していることから、孤独・孤立対策の施策の推進が求められる。特にひきこもりについては、当事者の心情に寄り添いつつ、就労や自立ありきではない多様な選択肢を示すことが重要である。また、本人との唯一の接点である家族への支援も不可欠であり、本人との接し方を助言できる人材の確保や、家族会の発足に結び付く機会の提供も望まれる。自宅からオンラインで社会とつながる機会が増えていることを好機として捉え、オンラインでの仕事を確保することなども有効である。

### (4) 困難に寄り添う支援の構築

#### ア 包括的な支援体制の構築

支援を必要とする人が抱える困難の複合化・複雑化により、現行の枠組みでは対応できない事例が増加し、問題を解決するために新たな支援制度を整備しても別のはざまが生じてしまう。また、支援につながらず孤立してしまう場合もある。これらの問題に対応するためには、地域共生社会と包括的な支援体制を構築し、諸制度を横断的につなぎ多面的に取り組むとともに、困難が生じた背景や世帯全体の状況等を総合的に捉えて支援することが求められる。

特に、重層的支援体制整備事業を一層活用し、NPOや社会福祉協議会に加え、地域住民や行政、専門職等と連携・協働することが期待される。

#### イ 支援の実効性を確保するための方策

援助希求力の弱い人には心理的な障壁があるほか、相談窓口に赴くための時間や交通費を捻出できない物理的な制約もあるため、アウトリーチを通じて信頼関係を構築し、必要な支援につなぐことが求められる。また、社会的孤立が深刻化していることを踏まえ、従来の課題解決型の支援だけでなく、つながり続けることを目指す伴走型支援が必要である。

地方自治体においては、各種の相談を一元的に受け付ける窓口を設置するとともに、庁内の各部署が幅広く連携し、あらゆる機会を捉えて積極的に支援につなぐことが求められる。

#### ウ 人材の確保に向けた取組

効果的な支援を確実に届けるためには、コミュニティソーシャルワーカーを始めとする専門職を数多く確保することが必要である。そのため、安定した雇用環境を整備するとともに、支援者に対する支援を行うなど、支援に取り組む人が安心して働き続けるための仕組みが求められる。併せて、スキルの向上と人材の育成も必要である。

#### エ ICTの有効活用

ICTを活用した支援は、地域や時間の制約を越えて人材を確保することができ、身近な地域では相談しにくいという心理的な障壁を取り除く効果も期待できる。このため、支援する側の体制整備とともに、支援を受ける側のオンライン環境の整備が求められる。

他方、ICTの活用のみをもって支援を完結できるものではないことから、対面とオ

ンラインを適切に組み合わせた仕組みが不可欠である。

#### オ 個人情報共有

個人の権利利益を保護するためには個人情報の適正な取扱いが不可欠であるが、支援を行う関係者間で支援を要する人についての情報が共有できず、支援に支障を来す事態が生じている。

そのため、支援を要する人のデータを一元化し情報共有することについて検討を行うべきである。また、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議や要保護児童対策地域協議会における情報交換の効果的な運用が求められる。特に、自殺リスクを抱えた子どもなど命に関わる場合の対応策を早急に検討すべきである。

### 5. おわりに

本調査会での3年間の調査は、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な困難が続く中で行われた。同感染症の流行により外出自粛を始め、人と人との接触機会の減少が要請され、国民の生活は大きな変化を強いられた。経済面では実質GDPは戦後最大の減少、生活面では経済活動の停滞により、それまで増加傾向であった就業者数は女性の非正規雇用労働者を中心に大幅に減少した。その結果、生活の困窮を始めとした生活に関する様々な不安や悩みを抱える人が増え、相談支援機関への相談件数は増加した。

本調査会では相談支援機関に相談している人だけではなく、制度のはざまの問題や複合的な問題を抱えているため相談につながらない人にも着目した。そのような人たちには従来の申請主義とは異なるアウトリーチや伴走型支援など相手の立場に寄り添った支援が求められる。

現代社会においては、コロナ禍に限らず課題が山積しており、それに伴う様々な要因で問題を抱えている人がいる。そのような人たちを救済するためには、効果的な支援策を取りそろえ、支援を必要とする人が支援につながるための仕組みを整備するとともに、困難な状況に至った背景にある問題も含めて解決することが必要である。どのような社会情勢であったとしても、真に困窮している人に必要な支援を確実に届けられる社会にすることこそ、調査会が掲げたテーマである「誰もが安心できる社会の実現」につながるのではなかろうか。

(よしだ かずき)